

## 長野県立総合リハビリテーションセンター（指定障害者支援施設）運営規程

### （事業の目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、長野県が開設する長野県立総合リハビリテーションセンター（以下「事業所」という。）において実施する指定障害者支援施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障害者支援施設の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスの提供を確保することを目的とする。

### （運営方針）

- 第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するものとする。
- 2 障害福祉サービスの実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 障害福祉サービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 4 前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第172号）」及び「長野市指定障害者支援施設の従事者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第48号）」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

### （施設の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 長野県立総合リハビリテーションセンター
- （2）所在地 長野県長野市大字下駒沢 618-1

### （提供する事業（施設障害福祉サービス）の種類）

第4条 事業所において提供する事業（障害福祉サービス）の種類は次のとおりとする。

- （1）施設入所支援
- （2）生活介護
- （3）自立訓練（機能訓練）
- （4）自立訓練（生活訓練）
- （5）就労移行支援

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に規定されている事業の実施に関し、職員に対して遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 2名以上

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

- ①適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じ利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように、必要な支援について検討する。
- ②アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する事業以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、事業の目標及びその達成時期、事業を提供するうえでの留意事項を記載した障害福祉サービス計画（個別支援計画）（以下「個別支援計画」という。）の原案を作成する。
- ③個別支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面（個別支援計画書）を利用者に交付する。
- ④個別支援計画書の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、少なくとも3か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更する。
- ⑤他の職員に対する技術指導及び助言を行う。

2 前項のほか、事業所において提供する障害福祉サービスの種類ごとに次に掲げる職種、員数の職員を置くものとする。

(1) 生活介護

(ア) 医師 1名以上

医師は、利用者の日常生活上の健康管理、疾病上の指導及び治療を行う。

(イ) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

(ウ) 看護師 1名以上

看護師は、利用者の健康管理、医療との連携支援等を行う。

(エ) 理学療法士又は作業療法士 1名以上

理学療法士、作業療法士は、利用者の身体的機能の回復・維持と社会的自立の援助を目的として、利用後の生活に結びつく機能訓練、助言等を行う。

(2) 自立訓練（機能訓練）

(ア) 生活支援員 10名以上

生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

(イ) 看護師 7名以上

看護師は、利用者の健康管理、医療との連携支援等を行う。

(ウ) 理学療法士又は作業療法士 5名以上

理学療法士、作業療法士は、利用者の身体的機能の回復・維持と社会的自立の援助を目的として、利用後の生活に結びつく機能訓練、自助具の製作、助言等を行う。

(エ) 訪問支援員 1名以上

訪問支援員は、利用者が自立した在宅生活が可能となるよう、その家庭に出向いて介助方法、住宅改修等の助言、指導を行う。

(3) 自立訓練（生活訓練）

(ア) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

(イ) 看護師 1名以上

看護師は、利用者の健康管理、医療との連携支援等を行う。

(ウ) 訪問支援員 1名以上

訪問支援員は、利用者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、その家庭に出向いて支援方法等の助言、指導を行う。

(4) 就労移行支援

(ア) 職業指導員 1名以上

職業指導員は、利用者の課題を見極め、職業技能の習得、向上のための訓練・指導を行う。

(イ) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、日常生活上の支援、相談及び職業指導員、就労支援員との連携支援等を行う。

(ウ) 就労支援員 1名以上

就労支援員は、一般就労に向けて就職相談、就職準備支援及び求職活動支援等を行う。

#### (営業日及び営業時間)

第6条 事業所において提供する障害福祉サービスに係る営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 施設入所支援

(ア) 営業日 通年

(イ) 営業時間 午後5時から翌午前9時まで

(2) 生活介護

(ア) 営業日 通年

(イ) 営業時間 午前9時から午後5時まで

(3) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）及び就労移行支援

(ア) 営業日 月曜日から金曜日までとする。（ただし、祝日、年末年始を除く。）

(イ) 営業時間 午前9時から午後5時まで

### (利用定員)

第7条 事業所において提供する障害福祉サービスの種類ごとの利用定員は次のとおりとする。

- (1) 施設入所支援 60名
- (2) 生活介護 6名
- (3) 自立訓練（機能訓練） 62名
- (4) 自立訓練（生活訓練） 6名
- (5) 就労移行支援 6名

### (障害福祉サービスを提供する主たる対象者)

第8条 事業所において提供する主たる対象者の障がいの種類は次のとおりとする。

身体障がい者並びに精神障がい者（主として高次脳機能障がい者）

### (障害福祉サービスの内容)

第9条 事業所が提供する障害福祉サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 施設入所支援
  - (ア) 居室の提供
  - (イ) 食事の介護
  - (ウ) 入浴又は清拭
  - (エ) 身体等の介護
  - (オ) 余暇活動
  - (カ) 利用者又は家族に対する相談、助言
  - (キ) 健康管理
- (2) 生活介護
  - (ア) 入浴、排泄及び食事の介護
  - (イ) 機能訓練
  - (ウ) 健康管理
  - (エ) 創作的活動
  - (オ) 余暇活動
  - (カ) 利用者又は家族に対する相談、助言
- (3) 自立訓練（機能訓練）
  - (ア) 理学療法、作業療法等による身体機能のリハビリテーション
  - (イ) 高次脳機能訓練、機能訓練
  - (ウ) 職業訓練、職場実習
  - (エ) 社会適応訓練
  - (オ) 歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活技術訓練等
  - (カ) 訓練入浴、日常生活動作訓練
  - (キ) 健康管理
  - (ク) 余暇活動
  - (ケ) 利用者又は家族に対する相談、助言

- (4) 自立訓練（生活訓練）
  - (ア) 高次脳機能訓練、機能訓練
  - (イ) 職業訓練、職場実習
  - (ウ) 社会適応訓練
  - (エ) 訓練入浴
  - (オ) 余暇活動
  - (カ) 利用者又は家族に対する相談、助言

- (5) 就労移行支援
  - (ア) 事業所における模擬会社を活用した訓練
  - (イ) 職場実習等の施設外支援、施設外就労の支援の実施
  - (ウ) 適性にあった職場探しや職場訪問等求職活動の支援の実施
  - (エ) 通勤訓練
  - (オ) 就労に必要な知識、能力、体力の向上のために必要な訓練
  - (カ) 職場定着のための支援の実施
  - (キ) 利用者又は家族に対する相談、助言

#### (利用者から受領する費用の額等)

第10条 事業所は、障害福祉サービスを提供した際には、利用者から当該障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、法第29条第3項に規定する額の支払いを受けるものとする。

3 前二項の支払いを受ける額のほか、事業所において次に定める費用の支払いを利用者から受けるものとする。

##### (1) 施設入所支援

(ア) 食事の提供に係る費用

朝食415円（うち食材費相当分298円）、夕食508円（うち食材費相当分391円）

(イ) 光熱水費 1日につき394円

(ウ) 日用品費の実費

(エ) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

##### (2) 日中活動支援（生活介護、自立訓練（機能訓練）（生活訓練）、就労移行支援）

(ア) 食事の提供に係る費用 1食508円（うち食材費相当分391円）

(イ) 日用品費の実費

(ウ) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

#### (通常事業の実施地域)

第11条 事業所において提供する障害福祉サービスのうち、昼間実施するサービスに係る通常の実施地域は、県下全域とする。

#### (サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること

- (1) 利用者が外出する場合には、事前に事業所に届け出るものとする。
- (2) 利用者は秩序に従って相互に親睦を深める。

#### (利用者負担額等に係る管理)

第13条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設入所支援（指定障害福祉サービス等）を受けたときは、利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、同法施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

#### (緊急時等における対応方法)

第14条 現に障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所の病院や専門の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

#### (非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害等に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害等に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

#### (苦情解決)

第16条 提供した障害福祉サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

**(虐待防止のための措置)**

第 17 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、つぎの措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する委員会の設置及び責任者の選定
- (2) 苦情解決体制の整備及び窓口担当の設置
- (3) 職員に対する虐待の防止を啓発するための研修の実施

**(その他運営に関する重要事項)**

第 18 条 事業所は、職員の資質向上のために研修会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 月以内
- (2) 継続研修 年 6 回

2 職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

5 事業所は、利用者に対する指定施設入所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定施設入所支援を提供した日から 5 年間保存する。

6 定期的に福祉サービス第三者評価を受け、施設としての評価・改善を図ることとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は長野市長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。